

群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱

第1章 総則

（総則）

第1条 群馬県市町村乗合バス補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、市町村乗合バスを幹線交通を補完する地域公共交通機関と位置付け、当該乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合（以下、「市町村等」という。）に対し、その運行費及び車両購入費の一部を補助することにより、県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）市町村乗合バス

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）による許可又は登録を受け、市町村等が自ら運行するバス又は市町村等からの依頼を受けてバス事業者が運行するバスであって、次に掲げるものをいう。

ア 乗合バス（路線を定めて定期に運行する乗車定員11人以上の自動車）

イ 乗合タクシー（路線を定めて定期に運行する乗車定員10人以下の自動車）

ただし、デマンド型バス・タクシー（路線又は区域を定めて利用者の要望に応じて運行するシステム）については、使用車両の乗車定員に応じて、上記ア又はイに区分するものとする。

（2）バス事業者

法による旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。

（3）一般乗合バス

バス事業者が法第4条に基づき運行する乗合バスであって、市町村等からの依頼によらず自主的に運行するものをいう。

（4）幹線交通

鉄道及び一般乗合バスをいう。

（5）過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定された市町村をいう。

第2章 運行費補助

(補助金交付の対象)

第4条 知事は、市町村等に対し、第5章の指定を受けた路線（以下、「指定路線」という。）の運行に要する経費のうち、補助金交付対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象期間)

第5条 運行費補助に係る補助対象期間は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の前会計年度の1年間とする。ただし、補助対象期間の途中において運行を開始したときは、初年度に限り、運行を開始した日から、最初に到来する3月31日までの間を補助対象期間とする。

また、補助対象期間の途中において運行を休止又は廃止したときは、運行した日までの間を補助対象期間とする。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第6条 運行費補助に係る補助対象経費の額は、次の各号により掲げる補助単価に、当該指定路線の補助対象期間における実車走行キロを乗じて得られた額とする。ただし、2年度間引き続き収支率20%未満（乗合タクシーにおいては10%未満）となった路線は補助対象外とする。

(1) 乗合バスで補助対象期間における収支率が20%以上の路線の場合の補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合バス事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費 $\times 1/3$

(2) 乗合バスで補助対象期間における収支率が20%未満の路線の場合の補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合タクシー事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費 $\times 1/3$

(3) 乗合タクシーの補助単価

補助対象期間の前年度における県内の当該乗合タクシー事業の実車走行キロ1キロ当たり平均経常経費 $\times 1/3$

2 補助対象経費の限度額は、市町村等が自ら運行する指定路線においては当該事業の補助対象期間における運送欠損額を、市町村等からの依頼を受けてバス事業者が運行する指定路線においては当該事業の補助対象期間における市町村等が交付又は負担する額（ただし、適正利潤を除く。）とする。ただし、地域公共交通確保維持改善事業（国庫）の補助路線にあっては、当該国庫補助額を収入とみなし、運送欠損額又は市町村等が交付又は負担する額から控除することとする。

(補助率及び補助金の交付額)

第7条 運行費補助金の交付額は、補助対象経費に次の4分の1を乗じた額を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 運行費補助金の交付を受けようとする市町村等（複数の市町村を經由して運行している路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス指定路線運行費補助金交付申請書

兼実績報告書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の7月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書（別記様式第1号の2）
- (2) 市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績（別記様式第1号の3）
- (3) 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表（別記様式第1号の4）
- (4) 補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し（市町村等が自ら運行する場合を除く。）
- (5) 市町村乗合バス指定路線の見直し計画（別に定める要領による。）
- (6) その他知事が必要と認めた書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、市町村乗合バス指定路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適正と認めたときは、交付決定及び額の確定について、市町村等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 市町村等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、知事が定める期限内とする。

（補助金の経理等）

第12条 運行費補助金の交付を受けた市町村等は、補助金に関する経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（調査）

第13条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、市町村等に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 車両購入費補助

(補助金交付の対象)

第15条 知事は、市町村等に対し、指定路線の運行に係る車両の購入に要する経費のうち、補助金交付対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第16条 車両購入費補助に係る補助対象経費の額は、指定路線の運行に係る車両の購入に要する経費（車両の塗装、特別仕様、附属部品等を含み、消費税及び登録諸費用を除く。以下、「購入経費」という。）のうち市町村等が負担する額（ただし、残存価格として10%を控除した額）とし、地域公共交通確保維持改善事業（国庫）の補助対象車両にあつては、購入経費から当該補助金を控除するものとする。ただし、その額は、1両につき次の各号に掲げる額を限度とする。

(1) 乗合バス

ア ノンステップ型車両（原則として標準仕様ノンステップバス認定要領（平成18年3月20日付け国自技第254号）に基づく認定を受けた車両） 1,350万円

イ 自転車搭載型車両 720万円

ウ 乗車定員11人以上15人以下の車両 450万円

エ 当該路線の地形又は道路条件等によりノンステップ型車両の走行が不可能な場合で、知事が特に必要と認めた車両 720万円

(2) 乗合タクシー 360万円

(補助率及び補助金の交付額)

第17条 車両購入費補助金の交付額は、補助対象経費に次の補助率を乗じた額を限度とする。

(1) 次の各号を除く路線 5分の1

(2) 財政力指数の直近3か年の平均が0.75未満の市町村を運行する路線（次号に該当する場合を除く。） 4分の1

(3) 過疎地域を運行する路線 3分の1

(補助金の交付申請)

第18条 車両購入費補助金の交付を受けようとする市町村等（複数の市町村を経由して運行している路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金交付申請書（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、車両の購入手続きを開始しようとする日の1か月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合

はこの限りではない。

(1) 車両の見積書

(2) 車両の更新に係る申請については、現在使用している車両の状態、使用年数、走行キロ等を明らかにした書類及び写真

(3) 補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し（バス事業者が車両の所有権がある場合のみ）

(4) その他知事が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、バス車両からタクシー車両に転換する路線であって、収支率10%以上のものを除き、第6条第1項の規定により運行費補助の対象外とされている路線は車両購入費補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の交付決定)

第19条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、市町村等に通知するものとする。

2 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること

(2) 交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とする

(計画変更の承認)

第20条 市町村等は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合については、この限りではない。

(1) 補助金交付の目的及び条件に反しない計画変更

(2) 補助対象経費の20%以内の経費の減額変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第21条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは中止又は廃止申請書（別記様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第22条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び支出状況等について知事の要求があったときは、速やかに状況報告書（別記様式第13号）により知事に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第23条 車両購入費補助金の交付を受けようとする市町村等は、市町村乗合バス指定路線車両

購入費補助金実績報告書（別記様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から起算して1か月以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書等支出を証明する書類
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 車両の主要部分の写真
- (4) その他知事が必要と認めた書類

（補助金の額の確定等）

第24条 知事は、前条に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、これを適正と認めたときは、交付すべき補助金の額の確定について、市町村等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第25条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（車両の管理等）

第26条 当該補助事業により取得した車両の管理等は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 当該取得の日から5年間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
- (2) 前号に定める期間内は、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、当該指定路線の運行の目的に限りバス事業者へ貸与する場合を除く。
- (3) 当該取得の日から5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 前号の処分により収入があるときは、その収入の一部を知事に返納させることができる。

（準用）

第27条 第11条から第14条の規定は、本章の補助について準用する。

第4章 幹線交通との協調のための措置

（協議等）

第28条 知事は、市町村乗合バス路線（第31条に基づく路線の指定を受けていないものを含む。）のうち、第33条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、幹線交通の整備及び維持に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるものについて、当該路線を運行する市町村等の長に対し報告を求め、又は協議を申し入れることができる。

（改善の要請）

第29条 知事は、前条に規定する報告又は協議の結果、幹線交通の整備及び維持に悪影響を及ぼすと認めた場合は、当該路線を運行する市町村等の長に対し、当該路線の改善のための措置

を求めることができる。

（補助金の減額又は交付停止）

第30条 前条に規定する要請に対し市町村等の長が適切な措置を講じない場合、知事は当該市町村等の長に対し、本要綱に基づく補助金の減額又は交付の停止をすることができる。

第5章 市町村乗合バス路線の指定等

（市町村乗合バス路線の指定）

第31条 補助金を受けようとする市町村等は、当該市町村乗合バス路線の指定を受けなければならない。

（市町村乗合バス路線の指定申請）

第32条 市町村乗合バス路線の指定を受けようとする市町村等（複数の市町村を経由して運行しようとする路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス路線指定申請書（別記様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、運行を開始しようとする日又は指定を受けようとする日の1か月前までに知事に提出しなければならない。

- （1）法第4条第1項の許可申請書又は法第78条第2号の登録申請書の写し（いずれも添付書類を含む。）
- （2）運行契約書等の写し
- （3）収支計画書
- （4）路線図及び時刻表
- （5）その他知事が必要と認めた書類

（市町村乗合バス路線の指定の実施）

第33条 知事は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる各号を除くほか路線指定しなければならない。

- （1）利用形態として県民の日常生活に必要な交通手段と認められない路線
- （2）一般乗合バス路線と著しく競合するか、運行・利用形態からして、影響を及ぼす可能性がある路線で、次に掲げる路線
 - ア 競合区間（概ね300m以内を運行）が50%以上の路線
 - イ 起終点が同一（起終点のいずれも概ね1km以内にある場合は同一とみなす。）の場合、一般乗合バス路線と比較して、著しく低額な運賃を設定している路線
- （3）平日1日当たりの運行回数が3往復（回）未満の路線。ただし、県民の日常生活に必要な交通手段の確保に支障がないと認められる場合は除く。
- （4）複数市町村間（旧市町村間を含む）で運行しない路線
- （5）地域外路線に乗り入れている交通結節点に接続しない路線
- （6）収支率（見込み）が40%未満（乗合タクシーにおいては20%未満）の路線
- （7）6か月以上の有償運行の実施や検証をしていない路線

2 前項第4号の規定については、地域公共交通会議等において地域住民の意見を反映した上で

取りまとめられ、かつ、利便性及び収支率向上のために地域全体のバス路線再編（既存指定路線を含む）が行われた場合には、「収支率（見込み）が20%未満（乗合タクシーにおいては10%未満）の路線」と読み替えるものとする。

- 3 知事は、第1項の規定に基づき路線指定したときは、市町村乗合バス路線指定通知書（別記様式第6号）により市町村等に通知するものとする。

（実績報告）

第34条 前条に規定する指定を受けた市町村等は、市町村乗合バス指定路線運行実績報告書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年7月15日までに前年度の運行実績を知事に報告しなければならない。ただし、第8条の規定により運行費補助金の交付申請を行う場合はこの限りでない。

- （1）市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書（別記様式第1号の2）
- （2）市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績（別記様式第1号の3）
- （3）市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表（別記様式第1号の4）
- （4）補助金交付要綱又は運行委託契約書等、市町村等からバス事業者への依頼を証する書類の写し（市町村等が自ら運行する場合を除く。）
- （5）その他知事が必要と認めた書類

（指定路線の変更承認・変更）

第35条 指定路線について、変更しようとする市町村等（複数の市町村を經由して運行している路線においては、代表となる市町村等）は、市町村乗合バス指定路線変更承認申請書（別記様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、変更しようとする日の1か月前までに知事に提出し、変更承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は市町村乗合バス指定路線変更届出書（別記様式第9号）によることができる。

- （1）変更内容を明らかにした書類
 - （2）収支計画書
 - （3）その他知事が必要と認めた書類
- 2 前項ただし書きの軽微な変更とは、経路地の追加、延伸等で短い距離の区間を変更する場合等、変更承認に該当しない場合をいう。

（指定路線の変更承認の実施）

第36条 知事は、前条に規定する申請があったときは、第33条第1項第1号から第5号を除くほか路線変更承認しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認したときは、市町村乗合バス指定路線変更承認通知書（別記様式第10号）により市町村等に通知するものとする。

（指定路線の廃止・休止）

第37条 市町村等は、指定路線を廃止又は休止しようとするときは、市町村乗合バス指定路線廃止・休止届出書（別記様式第11号）を、廃止又は休止しようとする日の1か月前までに知

事に提出しなければならない。

(指定路線の取消し)

第38条 知事は、第31条の規定による市町村乗合バス指定路線が、第33条第1項の第1号から第5号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に運行を開始している市町村乗合バス指定路線においては、第29条の規定にかかわらず、第31条の指定を受けたものとみなす。
- 3 群馬県市町村乗合バス補助金要綱（平成19年4月1日施行）は廃止する。
- 4 第6条の規定による2年度間の始期について、この要綱の制定時において現に第31条の規定により指定を受けている路線にあっては前項に規定する廃止前の群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）からの規定を継承するものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和3年度に限り、補助対象期間の前年度（令和元年度）における路線の収支率に基づき、第6条第1項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和3年度に限り、第6条第1項但し書きの規定は適用しないこととする。ただし、令和2年度において補助対象外であった路線は除く。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和4年度に限り、補助対象期間（令和3年度）における路線の収支率又は補助対象期間の前々年度（令和元年度）における路線の収支率のいずれか高い方に基づき、第6条第1項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。ただし、令和3年4月1日以降に指定された路線は除く。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和4年度に限り、第6条第1項但し書きの規定は適用しないこととする。ただし、令和3年度において補助対象外であった路線は除く。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和５年度に限り、補助対象期間（令和４年度）における路線の収支率又は令和元年度における路線の収支率のいずれか高い方にに基づき、第６条第１項の運行費補助に係る補助対象経費の額を算定するものとする。ただし、補助対象期間（令和４年度）の前年度において、補助対象収支率を下回っていた路線に限る。
- 3 新型コロナウイルス感染症による輸送人員の大幅な減少を踏まえ、令和５年度に限り、第６条第１項ただし書きの規定は適用しないこととする。ただし、補助対象期間（令和４年度）の前年度において、補助対象収支率を下回っていた路線に限る。
- 4 第８条第１項第５号は令和６年度から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和６年４月３０日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第 号
年 月 日

群馬県知事 様

市町村長名
一部事務組合管理者名 (印)

令和 年度市町村乗合バス指定路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年度市町村乗合バス運行費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請及び実績報告をします。

記

1 申請額

運行路線数	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業の概要
(3-1)

※区間住所(○～○)ではなく、指定路線一覧の路線名(○線)を記入してください。

(3-2)

申請番号	事業者名	路線名	実車走行キロ		備考 (○年度末現在)	補助対象経費の限度額		補助対象額 (c又はdのうちいずれか少ない額) 1/3)	補助金額 (e×1/4又はf) 1/3)	適用補助単価 g	経由市町村等			
			乗合バス	乗合タクシー		a×補助単価g又はb×補助単価g c	市町村等の交付・又は負担額 d				h			
			a km	b km		c 円	d 円	e 円	f 千円	g 円	市町村名	キロ程	バス停	円
第1号	日本中央バス(株)	西大室線	145,824.5			10,387,079	20,052,216	10,387,079	2,596	71.23	前橋市	18.9	121	20,052,216
第2号	日本中央バス(株)	上電シャトル	16,753.5			1,193,351	13,802,939	1,193,351	298	71.23	前橋市	0.9	4	13,802,939
第3号	日本中央バス(株)	富士見(石井)線	123,000.0			8,761,290	14,968,512	8,761,290	2,190	71.23	前橋市	18.0	86	14,968,512
第4号	日本中央バス(株)	榛東線	145,895.0			10,392,100	20,885,348	10,392,100	2,598	71.23	前橋市	10.7	55	12,330,709
											榛東村	6.5	52	8,324,900
											吉岡町	0.6	2	229,739
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
第 号						0		0	0	71.23	前橋市			0
合 計			431,473.0	0.0		30,733,820	69,709,015	30,733,820	7,682					

※指定路線一覧の路線番号を記入してください。

4 口座振替

振替金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 本・支店 労 働 金 庫 農業協同組合						
預貯金の種別	普 通 ・ 当 座						
口 座 番 号							
預貯金名義							
	フリガナ						

(記載要領)

- 「実車走行キロ④又は⑤」は、小数点以下第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助金申請額⑥」については、千円未満の端数は切り捨てること。
- 「補助対象経費の限度額」の③については、適用補助単価⑧に、④乗合バス又は⑤乗合タクシーの実車走行キロを乗じて得られた額を記載すること。
- 「市町村等の交付又は負担額⑦」は、市町村等がバス事業者に対して補助金を交付する額を記載すること。ただし、適正利潤を除くこと。
- 「適用補助単価⑧」については、別途通知のある補助単価を記載すること。
- 「経由市町村等⑨」については、県の補助金を除いた市町村の持ち出し額、キロ程、バス停数（上下線合計）を記載することとし、複数の市町村を経由する路線、及び複数の市町村が運行に係る経費を負担する路線については、それぞれ市町村ごとに内訳を記載すること。ただし、適正利潤を除くこと。
- 備考欄には、使用車両の自動車登録番号、常用・予備の別、乗合バスの場合はノンステップ型車両・その他車両の別、総走行距離（登録からの累計）、使用年数及び県補助の有無を記載すること。必要であれば、別紙に記載することも可。

(添付書類)

- 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書（別記様式第1号の2）
- 市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績（別記様式第1号の3）
- 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表（別記様式第1号の4）
- 事業者への補助金交付要綱等の写し（市町村等がバス事業者に対して補助金を交付する場合のみ）
- その他知事が必要と認めた書類

別記様式第1号の2(規格 A4) (第8条関係)

市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書

(路線名:)

科 目		全バス事業に係る 損 益 状 況	当該路線に係る 損益状況	算 出 の 内 訳
経 常 収 入	運 送 収 益 (A)	円	円	
	運 送 雑 収	*		
	営 業 外 収 益	*		
	合 計 (B)	* 0	0	
経 常 費 用	運 送 費	人 件 費		
		燃 料 油 脂 費		
		修 繕 費		
		固定資産償却費		
		保 険 料		
		施 設 使 用 料		
		施 設 賦 課 税		
		そ の 他 経 費		
		計 (C)	0	0
	一 般 管 理 費	人 件 費	*	
		そ の 他 経 費	*	
		計	* 0	0
	営 業 外 費 用		*	
	合 計 (D)		* 0	0
損 益	運 送 損 益 (A-C)	0	0	
	経 常 損 益 (B-D)	* 0	0	
収支率		#DIV/0! %	#DIV/0! %	
国庫補助金 (地域公共交通確保維持改善事業補助金)		円	円	
市町村等の交付・負担額		0 円	0 円	
適正利潤				

(記載要領)

1 この書類は、補助対象期間における市町村乗合バス路線ごとの損益の積算内訳を記載する。

2 「＊」印の付された項目については、バス事業者が運行する場合のみ記載する。

3 当該路線に係る事業と他の旅客自動車運送事業等類似事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、運輸省通知(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貸第55号)に準じて行うこと。ただし、これにより会計を整理することができない特別の理由がある場合は、別に定めた基準により配分してもよいこととする。

なお、固定資産償却費については、減価償却をとらない市町村等にあっても、次により計算して得られた額を計上すること。

(1) 車両: (取得価格－補助金)×0.9÷5年

(2) 初度開設等施設: (取得価格－補助金)×0.9÷法定耐用年数

また、人件費については、年間仕業時間によって他業務(市町村一般事務等)との配分を明確にして計算し、運送事務を行う一般事務職員の配分人件費分も適正に計上すること。

4 収支率は、経常収入／経常費用×100と算出し、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

5 国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業補助金)の対象となっている路線については、その補助額について記載すること。

6 市町村等の交付・負担額は、バス事業者との運行委託契約等で費用のみ交付・負担している場合は、収入を控除すること。なお、適正利潤及び国庫補助額を除くこと。

市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績

路線名 年/月								
	人 員	収 入	人 員	収 入	人 員	収 入	人 員	収 入
/4	人	円	人	円	人	円	人	円
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
/1								
2								
3								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0
1月平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1日平均								
平均賃率	円		円		円		円	
平均乗車密度								
運行回数								
輸送量								

（記載要領）

- 1 この書類は、補助対象期間における輸送人員及び収入の積算を記載する。
- 2 平均賃率は、全ての停留所相互間総運賃額÷全ての停留所相互間のキロ程の合計により銭単位まで算出すること。
- 3 平均乗車密度は、年間運送収益÷実車走行キロ÷平均賃率と連算し、その値について小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 4 運行回数は1日あたりの運行回数(1往復をもって1回と数える。循環路線にあっては1循環をもって1回と数える。)を小数点以下1位(第2位以下四捨五入)まで算出すること。
- 5 輸送量は、平均乗車密度×運行回数の値を小数点1位(第2位以下四捨五入)まで算出すること。
- 6 デマンド型運行の路線については、平均賃率・平均乗車密度・運行回数・輸送量の記載は不要とする。

市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表

(路線名:)

1日当たりの延べ実車走行キロ		算出根拠 左記の	
平日 ㉔	km		
土曜 ㉕	km		
日祭日 ㉖	km		

年/月	運 行 日 数				補 助 対 象 期 間 の 延 べ 実 車 走 行 キ ロ					運行増減の理由及び内訳
	平日 ㉔	土曜 ㉕	日祭日 ㉖	運休日数 ㉗	平日 ㉔×㉔	土曜 ㉕×㉕	日祭日 ㉖×㉖	運行増減	補助申請キロ	
	日	日	日	日	km	km	km	km	km	
/4					0.0	0.0	0.0		0.0	
5					0.0	0.0	0.0		0.0	
6					0.0	0.0	0.0		0.0	
7					0.0	0.0	0.0		0.0	
8					0.0	0.0	0.0		0.0	
9					0.0	0.0	0.0		0.0	
10					0.0	0.0	0.0		0.0	
11					0.0	0.0	0.0		0.0	
12					0.0	0.0	0.0		0.0	
/1					0.0	0.0	0.0		0.0	
2					0.0	0.0	0.0		0.0	
3					0.0	0.0	0.0		0.0	
合計	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(記載要領)

- 1 本書類は、補助対象期間における市町村乗合バス指定路線ごとの実車走行キロについて記載すること。
- 2 「実車走行キロ」は、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 3 「1日当たりの延べ実車走行キロ」が平日と土曜又は日祭日が同じ場合は、同一のキロごとに1か所にまとめて記載してもよいこととする。

市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表

(路線名:)

①路線型運行(デマンド以外) ※デマンド型運行のみの場合は②のみ記入				②デマンド型運行		
1日あたりの延べ実車走行キロ		左記の算出根拠	平日㉐ 土曜㉑ 日祭日㉒	運行区域		運行時間 ●:00～▲:00
平日 ㉐	km			【例1】●●地区※区域型デマンド 【例2】▲▲病院～■集会所(5.2km)※路線型デマンド		
土曜 ㉑	km					
日祭日㉒	km					

年/月	①路線型運行(デマンド以外)運行実績										②デマンド型運行実績				補助申請キロ ㉓+㉔
	運 行 日 数				補助対象期間の延べ実車走行キロ						運行日数			延べ実車走行キロ㉔	
	平日㉐	土曜㉑	日祭日㉒	運休日数	平日㉐×㉕	土曜㉑×㉖	日祭日㉒×㉗	運行増減	運行増減の理由及び内訳	合計㉘	平日	土曜	日祭日		
/4	日	日	日	日	km	km	km	km		km	日	日	日	km	km
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
/1															
2															
3															
合計															

(記載要領)

- 本書類は、補助対象期間における市町村乗合バス指定路線ごとの実車走行キロについて記載すること。
- デマンド型運行と路線型運行を併用している路線については、それぞれについて記入し、デマンド型のみの場合は②デマンド型運行の記入欄のみ記入すること。
- 補助申請キロ記入欄については、併用型の場合はそれぞれの延べ実車走行キロを合算して記載すること。
デマンド型のみの運行している路線については、延べ実車走行キロを記載すること。
- 「実車走行キロ」は、小数点以下第1位(第2位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「1日あたりの延べ実車走行キロ」が平日と土曜又は日祭日が同じ場合は、同一のキロごとに1か所にまとめて記載してもよいこととする。

第 号
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名

一部事務組合管理者名

㊞

年度市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金交付申請書

年度市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

項 目	補 助 金 申 請 額
車両購入費補助金	(両) 千円

2 申請の概要

(1) 車両購入費補助金

申 請 番 号	運 行 事業者名	路 線 名	乗 車 定 員	運行開始 (予 定) 年 月 日	購入予定 年 月 日	備 考
第1号						
第2号						
第3号						
申 請 番 号	購入経費 ㉑	補助対象額 ㉒	補 助 金 申 請 額 ㉒×㉓=㉔	資 金 調 達 計 画		
第1号	円	円	千円	① 県 千円 ② 市町村等 千円 (内訳：) ③ 事業者 千円 ④ その他 千円 計 千円		
第2号						
第3号						
合 計	円	円	千円			

(記載要領)

1 「(1) 車両購入費補助金」欄

(1) この欄には、補助申請車両 1 両ごとに記載すること。ただし、特別仕様を装備する場合は、この仕様に係る経費とそれ以外の経費に分けて記載すること。

(2) 「補助対象額⑥」は、「購入経費④」又は以下の補助対象限度額のいずれか少ない額を記載すること。

○乗合バス	・原則としてノンステップ型車両（標準仕様）	: 13,500 千円
	・自転車搭載型車両等	: 7,200 千円
	・乗車定員 11 人以上 15 人以下の車両	: 4,500 千円
○乗合タクシー（特別仕様含む）		: 3,600 千円

2 「補助金申請額」の⑥については、それぞれの計算式によって算出し、千円未満の端数は切り捨てて記載すること。なお、この算出にあたって使用する③の数値は、次のとおりとする。

・下記を除く路線	1 / 5
・財政力指数平均 0.75 未満の市町村を運行する路線	1 / 4
・過疎地域を運行する路線	1 / 3

3 「資金調達計画」の「②市町村等」欄については、県の補助額を除いた市町村等の持ち出し額を記載することし、併せて複数の市町村の負担がある場合は括弧内にその内訳を記載すること。

また、「④その他」の収入がある場合は、その金額を記載し、併せて括弧内に収入の内容を具体的に記載すること（現在使用車両の下取り販売による収入は除く。）。

4 「購入経費」とは、実購入経費のうち市町村等が負担する額とすること（県補助金額を含む。）。

5 備考欄には、現在使用車両の自動車登録番号を記載すること。

(添付書類)

1 車両の見積書

2 車両の更新に係る申請については、現在使用している車両の状態、使用年数、走行キロ等を明らかにした書類及び写真

3 事業者への補助金交付要綱等の写し（運行バス事業者が車両の所有権がある場合のみ）

4 その他知事が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名

一部事務組合管理者名

㊞

年度市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金変更交付申請書

年 月 日付け群馬県指令交第 号で補助金の交付決定を受けた市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金について、変更を行いたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の申請額

項 目	補 助 金 申 請 額
車両購入費補助金	(両) 千円

3 変更後の申請の概要

(1) 車両購入費補助金

申 請 番 号	運 行 事業者名	路 線 名	乗 車 定 員	運行開始 (予 定) 年 月 日	購入予定 年 月 日	備 考
第1号						
第2号						
第3号						
申 請 番 号	購入経費 ㉑	補助対象額 ㉒	補 助 金 申 請 額 ㉒×㉓＝㉔	資 金 調 達 計 画		
第1号	円	円	千円	① 県 千円 ② 市町村等 千円 (内訳：) ③ 事業者 千円 ④ その他 千円 計 千円		
第2号						
第3号						
合 計	円	円	千円			

(記載要領)

1 「(1) 車両購入費補助金」欄

(1) この欄には、補助申請車両 1 両ごとに記載すること。ただし、特別仕様を装備する場合は、この仕様に係る経費とそれ以外の経費に分けて記載すること。

(2) 「補助対象額⑥」は、「購入経費④」又は以下の補助対象限度額のいずれか少ない額を記載すること。

○乗合バス ・原則としてノンステップ型車両（標準仕様） : 13,500 千円

・自転車搭載型車両等 : 7,200 千円

・乗車定員 11 人以上 15 人以下の車両 : 4,500 千円

○乗合タクシー（特別仕様含む） : 3,600 千円

2 「補助金申請額」の⑥については、それぞれの計算式によって算出し、千円未満の端数は切り捨てて記載すること。なお、この算出にあたって使用する③の数値は、次のとおりとする。

・下記を除く路線 1 / 5

・財政力指数平均 0.75 未満の市町村を運行する路線 1 / 4

・過疎地域を運行する路線 1 / 3

3 「資金調達計画」の「②市町村等」欄については、県の補助額を除いた市町村等の持ち出し額を記載することし、併せて複数の市町村の負担がある場合は括弧内にその内訳を記載すること。

また、「④その他」の収入がある場合は、その金額を記載し、併せて括弧内に収入の内容を具体的に記載すること（現在使用車両の下取り販売による収入は除く。）。

4 「購入経費」とは、実購入経費のうち市町村等が負担する額とすること（県補助金額を含む。）。

5 備考欄には、現在使用車両の自動車登録番号を記載すること。

(添付書類)

1 車両の見積書

2 車両の更新に係る申請については、現在使用している車両の状態、使用年数、走行キロ等を明らかにした書類及び写真

3 事業者への補助金交付要綱等の写し（運行バス事業者が車両の所有権がある場合のみ）

4 その他知事が必要と認めた書類

あて

一部事務組合管理者名



年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度市町村乗合バス指定路線車両購入費補助金の実績は、下記のとおりです。

1 車両購入費補助金

申 請 番 号		運 行 事業者名	路 線 名	乗車定員 (特別車両の種類)	運行開始 年 月 日	購入経費	購 入 年 月 日	自動車 登録番号
第1号						円		
第2号								
第3号								
計						円		

補助 事業 経費 決算書	1 総経費	円
	2 収入	
	① 県	円
	② 市町村等	円
	(内訳：	)
	③ 事業者	円
	④ その他	円 ()
	計	円

2 口座振替

振替金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 労 働 金 庫 農 業 協 同 組 合						
預貯金の種別	普 通 ・ 当 座						
口 座 番 号							
預 貯 金 名 義							
フリガナ							

(記載要領)

- 「補助事業経費決算書」の「②市町村等」欄については、県の補助額を除いた市町村等の持ち出し額を記載することし、併せて複数の市町村の負担がある場合は括弧内にその内訳を記載すること。
また、「④その他」の収入がある場合は、その金額を記載し、併せて括弧内に収入の内容を具体的に記載すること。
- 「購入経費」とは、実購入経費のうち市町村等が負担する額とすること（県補助金額を含む。）。

(添付書類)

- 請求書及び領収書等支出を証明する書類
- 自動車検査証の写し
- 車両の主要部分の写真
- その他知事が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名

一部事務組合管理者名

㊞

市町村乗合バス路線指定申請書

市町村乗合バス路線の指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする路線

(1-1)

申請 番号	運 行 事業者名	路 線 名	運 行 系 統				経 由 市 町 村	
			起 点	主 な 経過地	終 点	キロ程	市町村名	キロ程
第 号						km		km

(1-2)

申請 番号	運 行 開始日	車 両 数			運 行 計 画			備考
		定員	常用	予備	1日当たりの 運行回数	年 間 運行日数	年間実車走行 予定キロ	
第 号		人	両	両	回	日	km	

2 指定を受けようとする理由

(記載要領)

- 1 指定を受けようとする路線ごとに申請番号を変えて記載すること。
なお、同じ路線の中に複数の系統がある場合、申請番号の後に枝番号を付けてそれぞれ記載すること。
- 2 「キロ程」、「1日当たりの運行回数」及び「年間実車走行予定キロ」は、小数点以下第1位(第2位以下四捨五入)まで算出して記載すること。
- 3 「キロ程」は、片道におけるキロ程を記載すること。
また、往路と復路のキロ程が異なる場合は、全行程のキロ程を2で割って求められた数値を、循環路線の場合は全行程のキロ程を記載すること。
なお、デマンド型運行の場合は、路線を定めている場合は路線の総キロ程を記載し、区域を定めている場合は、当該区域を別紙において図面で示すこと。
- 4 「1日当たりの運行回数」で、曜日等により運行回数が異なる場合には、(平日：○回、土日祝日：○回)等と欄内にそれぞれ記載し、併せて、その運行回数に対応した年間運行日数を記載すること。
なお、運行回数は1往復をもって1回とする(循環路線の場合は1循環を1回とする。))。
- 5 「年間走行予定キロ」は、路線ごとに一括して記載すること。
- 6 「車両数」の「予備」は、市町村乗合バス指定路線の運行にのみ使用する車両で、代替車両を含まない。
- 7 備考欄には、使用車両の自動車登録番号、常用・予備の別、乗合バスの場合はノンステップ型車両・その他車両の別、総走行距離(登録からの累計)、使用年数及び県補助の有無を記載すること。必要であれば、別紙に記載することも可。
- 8 「指定を受けようとする理由」には、検討経過や路線選定の理由、住民の意見等を具体的に記載すること。必要であれば、別紙に記載することも可。

(添付書類)

- 1 法第4条第1項の許可申請書又は法第78条第2号の登録申請書の写し(いずれも添付書類を含む。)
- 2 運行契約書等の写し
- 3 収支計画書(算定根拠となる書類を含む。)
- 4 路線図(地形図上に示したものですべてのバス停が記載されているもの)及び時刻表
- 5 その他知事が必要と認めた書類

別記様式第6号（規格 A4）（第33条関係）

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

㊟

市町村乗合バス路線指定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった市町村乗合バス路線について、下記のとおり指定したので通知します。

記

- 1 市町村乗合バス指定路線は、申請番号第 号から第 号のものとし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 群馬県市町村乗合バス補助金要綱第38条の規定により、当該バス路線として不適当と認められるときは、市町村乗合バス指定路線の指定を取り消すことがある。
- 3 特記事項

第 号
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長名
一部事務組合管理者名 ㊞

年度市町村乗合バス指定路線運行実績報告書

年度市町村乗合バス指定路線運行実績について、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 運行の概要

（1－1）

申請 番号	運 行 事業者名	路 線 名	実 車 走 行 キ ロ		備 考 (年度末現在)
			乗合バス㊱	乗合タクシー㊲	
第 号			km	km	
合計					

(1-2)

申請 番号	補助対象経費の限度額		適用補助単価 ⑤	経 由 市 町 村 等			
	④×補助単価又は⑥×補助単価 ③	市町村等の交付又は負担額 ④		⑥			
第 号	円	円	円	市町村名	キロ程	バス停	円
合 計							

(記載要領)

- 「実車走行キロ④又は⑥」は、小数点以下第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費の限度額」の③については、適用補助単価⑤に、④乗合バス又は⑥乗合タクシーの実車走行キロを乗じて得られた額を記載すること。
- 「市町村等の交付又は負担額④」は、市町村等がバス事業者に対して補助金を交付する額を記載すること。ただし、適正利潤を除くこと。
- 「適用補助単価⑤」については、別途通知のある補助単価を記載すること。
- 「経由市町村等⑥」については、市町村の持ち出し額、キロ程、バス停数（上下線合計）を記載することとし、複数の市町村を経由する路線、及び複数の市町村が運行に係る経費を負担する路線については、それぞれ市町村ごとに内訳を記載すること。ただし、適正利潤を除くこと。
- 備考欄には、使用車両の自動車登録番号、常用・予備の別、乗合バスの場合はノンステップ型車両・その他車両の別、総走行距離（登録からの累計）、使用年数及び県補助の有無を記載すること。必要であれば、別紙に記載することも可。

(添付書類)

- 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る損益計算書（別記様式第1号の2）
- 市町村乗合バス指定路線ごとの月別輸送実績（別記様式第1号の3）
- 市町村乗合バス指定路線ごとの運行費補助に係る実車走行キロチェック表（別記様式第1号の4）
- 事業者への補助金交付要綱等の写し（市町村等がバス事業者に対して補助金を交付する場合のみ）
- その他知事が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名

一部事務組合管理者名

□

市町村乗合バス指定路線変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた市町村乗合バス指定路線について、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容
(現 行)

路 線 名	運 行 事 業 者 名	運 行 系 統			キ ロ 程 km	運 行 回 数 回	備 考
		起 点	主 な 経 過 地	終 点			
		年 間 実 車 走 行 予 定 キ ロ					

(変更後)

路 線 名	運 行 事 業 者 名	運 行 系 統			キ ロ 程 km	運 行 回 数 回	備 考
		起 点	主 な 経 過 地	終 点			
		年 間 実 車 走 行 予 定 キ ロ					

2 変更の理由

3 変更（予定）日

年 月 日

(記載要領)

- 1 運行事業者等及び運賃体系の変更又は大幅な変更をしようとする路線について、路線ごとに記載すること。
なお、同じ路線の中に複数の系統がある場合、系統ごとにそれぞれ記載すること。
(1)指定路線変更承認申請として扱う場合
①運行事業者等の変更とは、次のような場合をいう。
ア 市町村営 ←→ バス事業者への委託 イ バス路線 ←→ タクシー路線
ウ バス運行事業者 甲社 ←→ 乙社 エ デマンド運行への変更
②運賃体系の変更とは、次のような場合をいう。
・距離制運賃 ←→ 均一制運賃
③大幅な変更とは、次の場合をいう。
・年間実車走行予定キロが20%以上50%以下の範囲で増減する場合（ただし、デマンド型運行の場合は、デマンド指数※の増減によるものとする。）
※デマンド指数：営業時間に使用車両数を乗じたもの。
(2)見直しに伴い新規路線として扱う場合
・年間実車走行予定キロが50%を超える範囲で増減する場合（ただし、要綱第33条第2項の地域全体のバス路線の再編が行われた場合を除く。また、デマンド型運行の場合は、デマンド指数の増減によるものとする。）
- 2 「キロ程」及び「1日当たりの運行回数」は、小数点以下第1位(第2位以下四捨五入)まで算出して記載すること。なお、「運行回数」は1往復をもって1回と数えること（循環路線においては1循環をもって1回と数えること。）。
- 3 「キロ程」は、片道におけるキロ程を記載すること。
また、往路と復路のキロ程が異なる場合は、全行程のキロ程を2で割って求められた数値を、循環路線の場合は全行程のキロ程を記載すること。
なお、デマンド型運行の場合は、路線を定めている場合は路線の総キロ程を記載し、区域を定めている場合は、当該区域を別紙において図面で示すこと。
- 4 「1日当たりの運行回数」で、曜日等により運行回数が異なる場合には、（平日：○回、土日祝日：○回）等と欄内にそれぞれ記載すること。
- 5 運賃体系の変更を行う場合は、備考欄に現行及び変更後の運賃体系の概要を記載すること。（例：（現行）距離制、（変更後）200円均一）
- 6 備考欄には、使用車両の自動車登録番号、常用・予備の別、乗合バスの場合はノンステップ型車両・その他車両の別、総走行距離（登録からの累計）、使用年数及び県補助の有無を記載すること。必要であれば、別紙に記載することも可。
- 7 「変更の理由」には、新規指定同様の具体的理由を記載すること。

(添付書類)

- 1 変更内容を明らかにした書類
・法第4条第1項の許可申請書又は法第78条第2号の登録申請書の写し（いずれも添付書類を含む。）
・運行契約書等の写し
・路線図及び時刻表等（変更前後の状況が分かるもの）
・運賃表：運賃体系を変更するときは、新旧の運賃表を添付すること。
- 2 収支計画書（算定根拠となる書類を含む。）
- 3 その他知事が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

群馬県知事

あて

市町村長名

一部事務組合管理者名

㊞

市町村乗合バス指定路線変更届出書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた市町村乗合バス指定路線について、下記のとおり変更しますので、関係書類を添えて届出します。

記

1 変更内容

（現 行）

路 線 名	運 行 系 統			キ ロ 程 km	運行回数 回	備 考
	起 点	主な経過地	終 点			
年 間 実 車 走 行 予 定 キ ロ						

（変更後）

路 線 名	運 行 系 統			キ ロ 程 km	運行回数 回	備 考
	起 点	主な経過地	終 点			
年 間 実 車 走 行 予 定 キ ロ						

2 変更の理由

3 変更（予定）日

年 月 日

（記載要領）

- 1 変更しようとする路線ごとに記載すること。

なお、同じ路線の中に複数の系統がある場合、系統ごとにそれぞれ記載すること。

- 2 「キロ程」、「1日当たりの運行回数」は、小数点以下第1位(第2位以下四捨五入)まで算出して記載すること。なお「運行回数」は1往復をもって1回と数えること。（循環路線においては1循環をもって1回と数えること。）

- 3 「キロ程」は、片道におけるキロ程を記載すること。

また、往路と復路のキロ程が異なる場合は、全行程のキロ程を2で割って求められた数値を、循環路線の場合は全行程のキロ程を記載すること。

なお、デマンド型運行の場合は、路線を定めている場合は路線の総キロ程を記載し、区域を定めている場合は、当該区域を別紙において図面で示すこと。

- 4 「1日当たりの運行回数」で、曜日等により運行回数が異なる場合には、（平日：○回、土日祝日：○回）等と欄内にそれぞれ記載すること。

（添付書類）

- 1 変更内容を明らかにした書類
- 2 路線図及び時刻表等（変更前後の状態が分かるもの）
- 3 その他知事が必要と認めた書類

第 号

年 月 日

様

群馬県知事

印

市町村乗合バス指定路線変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった市町村乗合バス指定路線の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 市町村乗合バス指定路線の変更の内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 群馬県市町村乗合バス補助金交付要綱第38条の規定により、当該バス路線として不適当と認められるときは、市町村乗合バス指定路線の指定を取り消すことがある。

第 号
年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長名
一部事務組合管理者名 ㊟

市町村乗合バス指定路線廃止・休止届出書

年 月 日付け 第 号で指定を受けた市町村乗合バス指定路線について、下記のとおり廃止・休止するので届出します。

記

1 廃止・休止する指定路線

2 廃止・休止時期

年 月 日

3 廃止・休止の理由

（記載要領）

- 1 廃止または休止した路線は、市町村乗合バス路線指定申請書に記載したものと同一であること。
- 2 廃止または休止時期は、最終運行日の翌日を記載すること。
- 3 廃止の場合は廃止時期を記載すること。休止の場合は休止期間（予定運行開始日の前日まで）を記載すること。

（添付資料）

廃止または休止に際して、その理由を明らかにした書類（国への提出書類、地域公共交通会議の資料等）があれば、その写し。

別記様式第12号（規格A4）（第21条関係）

第 号
年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

市町村長名
一部事務組合管理者名 ⑩

令和 年度群馬県市町村乗合バス補助金（車両購入費補助）中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた令和 年度群馬県市町村乗合バス補助事業（車両購入費補助）について、中止（廃止）することを申請します。

（添付書類）

次の書類を添付すること。

（1）中止又は廃止に至る経緯及び理由を付した書面（任意様式）

別記様式第13号（規格A4）（第22条関係）

第 号
年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

市町村長名
一部事務組合管理者名 ㊟

令和 年度群馬県市町村乗合バス補助金（車両購入費補助）状況報告書

令和 年 月 日付け交第 号により交付決定を受けた令和 年度群馬県市町村乗合バス補助事業（車両購入費補助）に係る実施状況について、群馬県市町村乗合バス補助金（車両購入費補助）交付要綱第22条の規定により、別紙のとおり報告します。

（添付書類）

次の書類を添付すること。

- （1）様式第13号－1
- （2）繰越が見込まれる場合その理由書（任意様式）

令和 年度群馬県市町村乗合バス補助金(車両購入費補助)事業遂行状況表

補助対象事業者名: _____

(単位:円)

	補 助 事 業 名 称	補 助 対 象	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額	年 度 内 実 施 見 込 額	差 額	進 捗 率 %	繰 越 額	備 考
1	群馬県市町村乗合バス補助事業(車両購入費補助)	(例) ノンステップ(小型)							※納車見込時期等記載
2									
3									
・ ・ ・									
計									

(添付書類)
(1)繰越が見込まれる場合はその理由書(任意様式)